

マイタク（でまんど相乗りタクシー）の運行の実施に関する
タクシー運賃等助成事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、マイタクの運行の実施に当たり、移動困難者対策として、利用登録者のタクシー利用に係る運賃等の一部を助成することにより、利用登録者の負担額の軽減を図り、もってタクシーを活用した外出機会の創出と移動の円滑化に資することを目的とする。

（助成の対象者）

第2条 この要綱により助成を受けることのできる者（以下「対象者」という。）は、前橋市内に住民登録があり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 年齢満75歳以上の者
- (2) 年齢満65歳以上の者で運転免許証（普通・準中型・中型・大型免許）を保有していないもの
- (3) 別表1の区分のいずれかに該当する者であって、福祉有償運送利用の登録が無く、自動車税等の減免を受けたことがないもの。
- (4) 運転免許証を自主返納した者または失効した者。ただし、免許が失効する前に当該免許が取消し等の基準に該当している者は除く

（申請）

第3条 この要綱の規定による助成を受けようとする者は、マイタク（でまんど相乗りタクシー）登録申請兼個人番号カード利用規約承諾書（以下「マイナンバーカード用申請兼承諾書」という。）（様式第1号）又はマイタク（でまんど相乗りタクシー）利用券交付申請書兼誓約書（以下「利用券用申請兼誓約書」という。）（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 前条第3号に該当する者が、前項の申請兼承諾書を提出するときは、同号に該当することを証明できる身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証、介護保険資格者証、特定医療費（指定難病）受給者証又は登録者証（指定難病）、小児慢性特定疾病医療受給者証又は小児慢性特定疾病登録者証、母子健康手帳又は出産予定日を確認することができ確認書類として適当と認められるもののいずれかを提示し、又は写しを提出しなければならない。

（利用回数）

第4条 市長は、前条の規定によるマイナンバーカード用申請兼承諾書により申請が

あったときは、その内容を審査し、第2条に規定する対象者の要件に該当すると認められたときは、マイナンバーカードに年間70回のマイタク利用回数やマイタク独自の番号を電磁的に記録したデータ（以下「マイナンバーカード搭載データ」という。）を搭載するものとする。

（利用登録証及び利用券の交付）

第5条 市長は、第3条の規定による利用券用申請兼誓約書により申請があったときは、その内容を審査し、第2条に規定する対象者の要件に該当し、かつ有効期限内のマイナンバーカードを保有していないことを認められたときは、マイタク利用登録証（様式第3号。以下「利用登録証」という。）及びマイタク利用券（様式第4号。以下「利用券」という。）を交付するものとする。

2 利用登録者に交付する利用券の交付枚数は、年間40枚を上限とする。

3 第1項に定める利用登録証及び利用券を交付した利用登録者から、マイナンバーカード用申請兼承諾書による申請があったときは、その内容を審査し、第2条に規定する対象者の要件に該当し、かつ有効期限内のマイナンバーカードを保有していることを認められたときは、利用券及び利用登録証に替えてマイナンバーカード搭載データによりマイタクを利用できるものとする。

（マイタク登録済みマイナンバーカード又は利用券を使用できるタクシー）

第6条 マイタク登録済みマイナンバーカード又は利用券を使用できるタクシーは、マイタク（でまんど相乗りタクシー）運行事業に関する協定を締結し、道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営し前橋市内に本社または営業所を有する法人又は個人事業主のタクシーとする。

（有効期間）

第7条 利用登録者の利用回数は各年度ごとに更新し、この有効期間は、各年度末までとする。ただし、妊産婦については、年度にかかわらず、マイナンバーカード搭載データ又は利用券に記録された有効期限まで利用できるものとする。

2 第5条第1項に定める利用登録証及び利用券を交付した利用登録者は、各年度ごとに更新手続きを行うことにより利用券を交付することとする。

（利用方法）

第8条 利用登録者がタクシーを利用したときは、マイタク登録済みマイナンバーカード又は利用登録証を提示した上で、1回の乗車につき2回まで使用することができる。この場合において、2人以上の利用登録者が利用を希望したときは、希

望する利用登録者全員が使用することもできる。

2 利用登録者が、1日に使用できる回数は4回までとする。

(助成額)

第9条 2人以上の利用登録者が利用したときの助成額は、使用1回につき500円以内とし、運賃等の額が助成額（2人以上の利用登録者が利用したときは、合計額）を超える場合、その越えた部分については、利用登録者の負担とする。

なお、利用登録者が1人で乗車したときの助成額は、使用1回につき運賃の半額（10円未満切り上げ）とするが、運賃の半額が1,000円を超える場合は1,000円とし、運賃等の額が助成額を超える場合、その越えた部分については、利用登録者の負担とする。

(マイタク登録済みマイナンバーカードの再発行)

第10条 マイタク登録済みマイナンバーカードの再発行は、マイナンバーカードの取扱の例による。

2 マイタク登録済みマイナンバーカードを再発行した場合は、市長は使用した残回数を当該カードに記録するものとする。

3 マイタク登録済みマイナンバーカードを再発行した場合は、紛失又は盗難等その理由に関わらず、マイナンバーカードの再交付を受け、改めて利用登録をするまでは、支援を受けることはできない。

(利用登録証及び利用券の再交付)

第11条 交付済みの利用登録証を破損、汚損又は紛失した場合は、利用登録者の申出に基づき、再交付を行う。

2 交付済みの利用券を破損、汚損した場合は、利用登録者の申出に基づき、日本銀行券の引換基準の例により再交付を行うこととするが、紛失等の事由により適切な管理を怠った場合は、責任を利用登録者に帰属させることとし、既に発行した利用券は再交付しないこととする。

(利用回数の追加)

第12条 第4条で規定した利用回数又は第5条第2項で規定した交付枚数の全てを使用した場合、利用回数を追加又は利用券を追加交付することはできないものとする。

(登録の取り消し及び抹消)

第13条 市長は、利用登録者が最後の利用日（利用実績がない場合は登録日）から起算して、本助成の利用がない期間が2年を超える場合は、本人に通知した上で登録の取り消しをすることができる。ただし、通知に定める日までに本人から継続して利用登録の意思が示されたときは、再度その日から起算する。

2 前項の定めに関わらず、利用登録者から申出があった場合、または市長が適当であると認めた場合は、該当者の登録を抹消することができる。

（利用資格の失効等）

第14条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長はマイタクの利用資格を失効させることができる。

(1) 利用登録者が死亡し、又は第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 第2条第1項第3号に該当する者が各年度で、第3条第2項に定める証明（母子健康手帳を除く）の有効期限が満期を迎える場合で、その満期の更新が確認できないとき。

(3) 利用登録者からマイタクが不要になったと申し出があったとき。

(4) 虚偽の申請によりマイタク登録済みマイナンバーカード又は利用登録証及び利用券の交付を受けたとき。

(5) マイタクを不正に使用したとき。

2 前項に該当する利用登録者が利用登録証及び利用券の交付を受けている場合は、利用登録者又はその代理人は、速やかに利用登録証及び利用券を市長に返還しなければならない。

（譲渡等の禁止）

第15条 利用登録者は、利用登録証及び利用券を他人に譲渡、貸付、販売、担保、質入及び抵当に供してはならない。

（不正利得の返還）

第16条 市長は、不正に使用した者又は不正な手段により助成を受けた者に対し、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

別表 1

区分	要件
身体障害者	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
知的障害者	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所の判定に基づき療育手帳の交付を受けている者
精神障害者・発達障害者 （注：マイタクにおける発達障害者の登録条件としては、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
要介護及び要支援認定者、介護予防・生活支援サービス事業対象者（総合事業）	介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている者及び第115条の45第1項に規定する第1号事業対象者となる者
難病患者	特定医療費（指定難病）受給者証又は登録者証（指定難病）の交付を受けている者
小児慢性特定疾病患者	小児慢性特定疾病医療受給者証又は小児慢性特定疾病登録者証の交付を受けている者
妊産婦	母子健康手帳又はその他出産予定日を確認できる書類で市長が認めるものの所持者で母子健康手帳が交付された日から出産予定日の12か月後の月末にある者